

事 務 連 絡

平成20年9月16日

都道府県
各 指定都市 医政主管課 御中
中核市

厚生労働省医政局総務課

指導課

経済課

非食用事故米穀の不正流通について（第2報）

標記につきましては、医療機関等の給食に事故米が使用されたことが明らかになったことに加え、今般、「事故米穀の不正流通に関する調査結果の中間報告について（平成20年9月16日農林水産省）」が発表され、米穀販売業者等が報告されました。

貴課におかれましては、引き続き、厚生労働省や農林水産省ホームページ、各地方公共団体のプレスリリース等を随時参照の上、最新の情報に留意していただきますとともに、食品衛生主管課等と連携して対応していただきますようお願いいたします。

また、管内の医療機関等に対し、本中間報告に記載のある業者と米穀及びその加工品の取引がある場合には必要に応じて保健所等にご相談いただくよう、注意喚起をお願いいたします。